

令和 5年 9月21日

お客様各位

インボイス制度の特例と注意点

平素より大変お世話になっております。林税理士社労士事務所です。

R5.10.1 から始まるインボイス制度の特例や注意事項の一部をご案内申し上げます。

【インボイス制度の特例】

1万円未満(消費税込)の取引のインボイス不要

対象: 2期前の課税売上高が1億円以下又は前期初め6ヶ月の課税売上高が5千万円以下

(新規開設や期末日変更等で一期が12ヶ月に満たない場合は、12ヶ月に換算し直します)

基準: 1商品毎ではなく、1回の取引(=1枚の領収書等)で税込1万円以上か否かで判断

R5.10.1-R11.9.30の間はインボイスでなくとも、全額仕入税額控除が認められます。

小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)

対象: 本来、免税事業者であるが、インボイス制度を機に課税事業者となった事業者

売上税額の一律2割を納付(事前届出不要)か、通常の課税(一般課税又は簡易課税(簡易

課税は事前届出必要))か、有利な方を選択可能です(R8.9.30を含む期まで)。

仕入税額控除の経過措置

以下の期間は、インボイス事業者以外からの課税仕入についても、一定割合を仕入税額

控除できます。 R5.10.1-R8.9.30:80%控除可能

R8.10.1-R11.9.30:50%控除可能 R11.10.1-:全額控除不可

インボイスの交付義務が免除される取引

・税込3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

・古物営業、質屋、宅地宅建取引業者、再生資源・再生部品回収業者の棚卸資産の購入

・税込3万円未満の自動販売機及び自動サービス機による商品の販売等

・郵便切手類(領収書に非課税と記載されますが購入時に課税仕入で計上可能)

・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当、通勤手当



1万円未満(税込)の返品や値引について返還インボイスの交付不要

値引や振込手数料差引払い等につきまして、事業規模に関わらず税込1万円未満は返還インボイスの交付が不要です。

【インボイス制度の注意点】

開始時期

登録日以降の課税資産の譲渡等についてインボイスを発行します。

R5.10.1 登録ならば、9月末締め(9月作業分)10月発行の請求書はインボイスである必要はなく、10月作業分の請求からインボイスである必要が生じます。

免税事業者に戻るには届出が必要

一度登録すると、登録取消届出書を提出しないと、課税売上高が1千万円以下になっても免税事業者にはなりません。また、2年はやめられません(例外的に、R5.10.1が属する期は翌期初の15日前迄に届出すれば、翌期から免税事業者になることができます)。

消費税の端数計算

1商品毎に消費税額を計算して端数処理をし、最後に合算するのではなく、消費税率10%と8%とでそれぞれ分けて税別で合計し、その数字に消費税率をかけて1回のみ端数計算をします。端数処理は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意です。

内税記載の場合も、最後に各税率毎の内消費税額を記載する必要があります。

インボイスの保存期間

原則として、インボイスを交付された期の末日の翌日から二月を経過した日から7年間保存が必要です。受け取った側のみでなく、交付した側も写の保存が必要です。

口座振替の家賃の場合

インボイスの記載事項の一部(例えば取引年月日以外の事項)が記載された契約書とともに通帳や振込金受取書を併せて保存することで、仕入税額控除の要件を満たします。

こちらのお知らせはR5.9.21現在の法令等に基づいております。今後変更される可能性もございます。

こちらのお知らせはお客様皆様へ一斉にお送りしております。該当されない事業者様におかれましては、不要のお知らせが届きました件、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。